

矢吹町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月26日

矢吹町長

蛭田泰昭

矢吹町規則第7号

矢吹町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

矢吹町介護保険条例施行規則（平成12年矢吹町規則第15号）の一部を次のように改正する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
（令和8年度の保険料の減免の特例）
- 2 町長は、第37条第1項の規定にかかわらず、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、介護保険施行令（平成10年政令412号）附則第24条から第25条の規定により保険料率の算定に所得の額の算定方法の特例又は保険料率の算定に関する基準の特例（以下、「令和8年度保険料算定の特例」とする。）を受ける者のうち、町長が必要と認める者については、令和8年度保険料算定の特例により算定された保険料の額から町長が必要と認める額を減免することができる。この場合において、町長が必要と認めるときは、同条第2項の規定を適用しない。
なお、この減免は、令和8年度の保険料に限り適用する。

矢吹町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条～第36条 (略) (保険料の徴収猶予及び減免)</p> <p>第37条 条例第8条第1項及び条例第9条第1項の規定による申請は、介護保険料減免・徴収猶予申請書(様式第51号)により行うものとし、保険料の徴収猶予及び減免の適用については、別表2に定めるものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護世帯に属する者については、免除の対象としない。</p> <p>2 町長は、前項の申請があったときは、すみやかに介護保険料減免決定通知書(様式第52号)又は介護保険料徴収猶予決定通知書(様式第53号)により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>第38条～第53条 (略)</p>	<p>第1条～第36条 (略) (保険料の徴収猶予及び減免)</p> <p>第37条 条例第8条第1項及び条例第9条第1項の規定による申請は、介護保険料減免・徴収猶予申請書(様式第51号)により行うものとし、保険料の徴収猶予及び減免の適用については、別表2に定めるものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護世帯に属する者については、免除の対象としない。</p> <p>2 町長は、前項の申請があったときは、すみやかに介護保険料減免決定通知書(様式第52号)又は介護保険料徴収猶予決定通知書(様式第53号)により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>第38条～第53条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。(令和8年度の保険料の減免の特例)</u></p> <p>2 <u>町長は、第37条第1項の規定にかかわらず、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、介護保険施行令(平成10年政令412号)附則第24条から第25条の規定により保険料率の算定に所得の額の算定方法の特例又は保険料率の算定に関する基準の特例(以下、「令和8年度保険料算定の特例」とする。)を受ける者のうち、町長が必要と認める者については、令和8年度保険料算定の特例により算定された保険料の額から町長が必要と認める額を減免することができる。この場合において、町長が必要と認めるときは、同条第2項の規定を適用しない。なお、この減免は、令和8年度の保険料に限り適用する。</u></p>